**第21回百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会　(議事要旨)**

**日　　時**：令和６年10月28日（月）　10時00分～正午

**場　　所**：咲洲庁舎29階建築振興課分室（オンライン併用）

**出席委員**：和田委員長、岡田副委員長、稲葉委員、増田委員、宗田委員、

シュタインハウス委員

**オブザーバー**：文化庁文化資源活用課　鈴木調査官、楠部係員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※すべて公開）

**【議題】１．史跡整備基本計画の遺産影響評価について**

〇要旨の文章構成は、「本評価書は勧告に従うこと」、次に「何に基づき遺産影響評価行うのか」、そして対象が史跡であり、史跡の整備について説明する流れがよい。また「要旨」、評価書の「はじめに」において、本評価書がまず史跡整備基本計画の計画全体、そして次に計画に記載された個別の整備事業について２段階で評価している点を記載すること。

〇評価書で記載されている「属性」は、「アトリビュート」に改めること。

〇史跡整備基本計画の概要では、整備基本計画の全体における整備方針や整備内容をもう少し詳細に書く必要がある。また、今回の本計画では基本となる整備全体の計画と個別の整備事業の計画部分の２部構成になっている点も説明すること。また、本計画が両エリアにおける整備委員会で承認され策定する点を追記すること。

〇「現状変更」の記載だけでは、海外の専門家には伝わりづらいため、現状変更許可申請が必要な旨を追記すること。

〇累積的影響については、結論の書き方を工夫すること。また、整備事業を実施することにより、教育的側面やアクセシビリティの向上が見込めるなど追記すること。

〇遺産影響評価の結果について、計画全体と個別の整備事業についての評価結果を記載すること。

〇各古墳群の史跡整備基本計画の概要については、計画全体がどういうタイムスパンで動いてるかが不明瞭であるため、説明を追記すること。また、百舌鳥と古市の両者が一体となって事業を進めていることをより明確にすべく、用語や図面などは可能な範囲で一定の統一を図ること。